

# 令和6年度以降の個人町県民税均等割と森林環境税について

## 《個人町県民税均等割・森林環境税額表》

税の種類	税目	令和5年度	令和6年度以降
国 税	森林環境税	なし	1,000円
県民税		1,000円	1,000円
東日本大震災復興基本法に基づく臨時的措置	個人県民税均等割	500円	なし
あいち森と緑づくり税		500円	500円
町民税		3,000円	3,000円
東日本大震災復興基本法に基づく臨時的措置	個人町民税均等割	500円	なし
	計	5,500円	5,500円

### ●東日本大震災復興基本法に基づく臨時的措置が終了します

平成26年度から10年間、東日本大震災からの復興財源を確保するための臨時的措置として、個人町県民税均等割に年額1,000円(町は500円 県は500円)加算されていましたが、令和5年度で終了となります。

### ●あいち森と緑づくり税が5年間延長となります

県では、「山から街まで緑豊かな愛知」を実現するための施策の財源として、平成21年度から「あいち森と緑づくり税」年額500円を導入しておりますが、課税期間を令和10年度まで5年間延長することとなりました。詳しくは県税務課にお問い合わせいただくかホームページをご覧ください。



県総務局財政部税務課税収・税制グループ ☎(954)6048

県税務課ホームページ

### ●森林環境税(国税)の課税が始まります

森林環境税は令和6年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、個人町県民税均等割と併せて1人年額1,000円が課税されます。その税収は、全額が森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ譲与されます。

森林環境税は国税のため、非課税基準が町県民税均等割非課税基準と異なる場合がありますが、本町では同じ基準となります。

#### <森林環境税の非課税基準>

- ①生活保護法によって生活扶助を受けている方
- ②障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下の方
- ③前年中の合計所得金額が下表の金額以下の方

	前年中の所得金額
扶養親族なし	38万円以下
扶養親族あり	28万円×(扶養親族の数※+1)+10万円+16.8万円以下

※扶養親族の数は16歳未満の扶養親族を含めた人数となります。

令和6年度の個人町県民税納税通知書は6月中旬頃に送付します。(給与引き落とし分は5月中旬頃に勤務先の事業所へ送付します。)

**問合せ先** 役場 税務課 内線175・176